

(新設)

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

	担当課	経営支援課	検索番号	6-1
法令名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	根拠条項	6-2	
不利益処分	事業継続力強化支援計画の認定の取消し			
(根拠規定)				
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。）が、同条第六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。				
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第4項及び第6項				
4 事業継続力強化支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。				
一 事業継続力強化支援事業の目標				
二 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間				
三 事業継続力強化支援事業の実施体制				
四 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法				
五 当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合にあっては、次に掲げる事項				
イ 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
ロ 当該者との連携に関する事項				
5 省略				
6 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業継続力強化支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。				
一 第四項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。				
二 第四項第三号から第五号までに掲げる事項が事業継続力強化支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。				
(処分基準)				
○事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン4～6				
4. 事業継続力強化支援計画に記載を要する事項				
事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑩に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。				
記載項目				

1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】
	① 現状
	(1)地域の災害等リスク
	(2)商工業者の状況
	(3)これまでの取組
	② 課題
	③ 目標
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】
	④ 実施期間
	⑤ 事業の内容
	(1)事前の対策
	・小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知
	・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成※
	・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等
	(2)災害・感染症発生後の対策
	・応急対策の実施可否の確認
	・応急対策の方針決定
	(3)災害・感染症発生時における指示命令系統・連絡体制
	(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
	(5)地区内小規模事業者に対する復興支援
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】
	⑥ 実施体制
	⑦ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
	⑧ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】
	⑨ 必要な資金の額
	⑩ 調達方法
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表4】
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	ロ. 当該者との連携に関する事項
添付資料	商工会、商工会議所自身の事業継続計画※
※作成済の場合は資料として添付してください。現在作成中若しくは今後作成予定の場合は、完成予定時期を記載してください。	
5. 事業継続力強化支援計画作成の前提事項	
計画の作成にあたっては、以下の点を踏まえてください。	
(1) 事業継続力強化支援事業は、地域経済を支える小規模事業者の事業活動の継続に資するものとして取り組むべき事業であり、会員・非会員の別を問わず、管内の小規模事業者を広く対象としなければなりません。	
(2) 事業継続力強化支援事業を実施するにあたっては、県および関係市町が講じる商工行政と調和した事業であることが求められるため、必ず愛媛県及び関係市町の地域防災計画を踏まえて計画を作成してください。	
(3) 事業継続力強化支援計画の目標と、各内容（実施内容・実施体制等）との間に整合性、連動性があるものとなるように注意して作成してください。	
(4) 小規模事業者や住民などの読み手から見て、読みづらい計画、わかりづらい計画とならないよう、明瞭で簡潔な記載ぶりに心がけ、項目には見出し番号（「I.」「1.」「(1)、…」）	

を付す、項目と項目の間は一行あける、図表を活用するなど、読み手が見やすくなるような工夫をしてください。

(5) 認定を受けた場合、計画の全文を公表しますので、そのことを前提に作成してください。

6. 認定における審査事項

事業継続力強化支援計画の認定を受けるためには、小規模事業者支援法第5条第6項に基づき、申請された計画が以下の2点を満たすことが要件となります。

(1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下「基本指針」という。P55～57参照）に照らして適当なものであること

(2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

上記を踏まえ、各項目について、以下の事項の審査を行います。

事業継続力強化支援事業の目標（別表1）

①目標

- (1) 小規模事業者の事業継続力の強化に資するものか
- (2) 災害・感染症等発生後における地域経済機能の維持を意識しているものか

事業継続力強化支援事業の内容

②事前の対策

- (1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスク周知の取組は適当か
- (2) 関係団体との連携は適当か
- (3) 適切なフォローアップ体制がとられているか
- (4) 訓練の実施内容は適当か

③災害・感染症等発生後の対策

- (1) 応急対策等に係る連絡体制等は適当か
- (2) 応急対策等の方針を速やかに決めることができる体制となっているか

④災害・感染症等発生時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 被害状況等の報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みが構築されているか
- (2) 被害状況等の算定及び報告方法は適当か

⑤応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

支援の計画は適当か

⑥地区内小規模事業者に対する復興支援

支援の計画は適当か

事業継続力強化支援事業の実施体制（別表2）

⑦実施体制

- (1) 関係市町を含めた事業の実施体制は適当か
- (2) 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制は適当か
- (3) 小規模事業者が相談等を行うことができる連絡先を記載しているか

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

⑧必要な資金の額及びその調達方法
事業を確実に遂行するために適当か

（その他）

必要に応じて計画の解釈について示した「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」と照らし合わせ判断する。